

## 軽井沢町制限付一般競争入札試行要領

(趣旨)

第1条 この試行要領は、軽井沢町が発注する工事又は動産の買入れについて、広範な入札参加機会を確保するとともに、入札及び契約の透明性、公平性並びに競争性を一層高めるために、制限付一般競争入札の試行実施に当たり、軽井沢町財務規則（昭和53年輕井沢町規則第3号。以下「規則」という。）及び軽井沢町入札及び契約業務事務処理要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象入札)

第2条 この試行要領において対象となる入札（以下「対象入札」という。）は、軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年輕井沢町条例第20号）に規定する契約又は動産の買入れとする。

(入札参加資格要件)

第3条 入札に参加する者は、軽井沢町建設工事等入札参加資格基準の第5に規定する登載者（以下「有資格者」という。）で、入札公告日から落札決定日までの間、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 軽井沢町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱及び物品の指名停止要綱の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 入札に対する案件に対応した希望業種又は希望営業品目の有資格者であること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定による営業停止の処分を受けていない者であること。
- (5) 業種に関する要件を満たしている者であること。
- (6) 建設工事の業種総合値に関する要件を満たしている者であ

ること。

- (7) 本店、支店、営業所等の所在地に関する要件を満たしている者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）又は暴力団の構成員でなくなった日から起算して5年を経過しない者の統制下にある者でないこと。
- (9) その他町長が定める要件を満たしている者であること。

（入札の公告）

第4条 町長は、対象入札に付すときは、政令第167条の6及び規則第106条の規定により次に掲げる方法により公告するものとする。

- (1) 軽井沢町公式ホームページへの掲載
- (2) 建設工事の場合は、建設関係新聞等への掲載

2 前項の規定による公告は、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 入札に付する工事等に関する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項、入札注意書に関する事項及び設計図書等（設計書、設計図面、施行条件明示、共通仕様書及び特記仕様書をいう。以下同じ。）を示す方法に関する事項
- (4) 入札書等（入札書及び工事費内訳書。以下同じ。）の提出方法並びに入札の執行及び開札に関する事項
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札の無効に関する事項
- (7) その他対象入札の手続に関し必要な事項

（設計図書等の閲覧）

第5条 町長は、契約事項、入札注意書及び設計図書等を軽井沢町公式ホームページに掲載するとともに、必要に応じ設計図書等については、総務課契約管理係において閲覧に供するものとする。

2 前項の掲載及び閲覧は、入札公告に示す提出期限の日まで行うものとする。

(質疑書等の提出及び回答)

第6条 対象入札の金抜き設計書、仕様書等に関して質疑がある場合又は同等品申請がある場合には入札公告に定める日時までに電子メール又はファクシミリにより受け付けるものとする。

2 町長は、前項に規定する質疑に対する回答を、速やかに軽井沢町公式ホームページへ掲載するものとする。

(入札書等の提出方法)

第7条 入札書等は、封筒に入れ、封かん及び封印をし、封筒の表面に開札日、番号、工事名又は物品名(以下「件名」という。)及び入札者の商号又は名称(以下「入札者」という。)を記載の上、持参、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法により総務課契約管理係に提出しなければならない。

(入札書等の提出期限等)

第8条 入札書等の提出期限は、原則として、入札公告に示す開札日の前々日(軽井沢町の休日を定める条例(平成元年軽井沢町条例第21号)の規定に基づく休日(以下「休日」という。))を含まない。)までとする。

2 入札書等は、提出期限までに前条に規定する提出先に到達していなければならないものとし、提出期限を過ぎて到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

(開札)

第9条 開札は、入札公告に示す日時及び場所において行うものとする。

2 開札は公開とし、入札の執行は、副町長(以下「入札執行者」という。)が行うものとする。ただし、副町長が都合により入札の執行ができない場合は、総合政策課長が代行するものとし、総合政策課長が都合により入札の執行ができない場合は、副町長が指名した者が代行するものとする。

3 開札の際は、入札立会人として会計管理者が立ち会うものとする。

る。ただし、会計管理者が都合により立ち会えない場合は、会計係長が立ち会うものとする。

- 4 開札の際は、総務課契約管理係職員を入札事務担当者として、入札事務に当たらせなければならない。
- 5 開札執行回数は1回とし、番号順に順次開札するものとする。  
(落札候補者の決定等)

第10条 動産の買入れに関わる入札は、入札執行者は、適正な入札で予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格を入札した者を落札者とする。

- 2 工事に関わる入札は、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、規則第108条の規定により最低制限価格を設定した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格を入札した者を落札候補者（以下「候補者」という。）とする。なお、最低制限価格を下回った価格を入札した者は、失格とする。
- 3 前項に規定する場合において、一抜け方式による入札を行う場合には、番号の低い工事等から優先して候補者を決定するものとし、候補者となった者が入札した次番号以降の工事の入札書等は、当該候補者が入札した工事のうち、最も番号の低い工事の候補者に決定した時点で無効とする。
- 4 入札執行者は、落札者又は候補者（以下「落札者等」という。）となる同価格の入札をした者が2人以上あったときは、直ちに当該入札者を対象に、くじ引により落札者等を決定するものとし、くじ引の方法は、最初に「落札者等を決定するくじを引く順序を決めるくじ」を引かせ、その順序により「落札者等を決定するくじ」を引かせ落札者等を決定するものとする。
- 5 前項に規定する場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わり当該入札立会人がくじを引くものとする。
- 6 入札執行者は、落札となる入札があったときは、直ちに、最低価格入札者及び入札金額を宣言し、落札者を決定するものとする。ただし、工事の場合は、落札者を決定するための審査（以下「事

後審査」という。)を行う旨を宣言し、落札を保留するものとする。

7 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する金額加算した金額(当該金額に1円未満の端数のあるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするものとする。

8 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、その旨を宣言し、開札を終了するものとする。

(事後審査)

第11条 入札執行者は、前条第6項の規定により落札を保留したときは、速やかに候補者に対し、候補者となった旨を口頭、電話、ファクシミリ又は電子メールにより連絡するとともに事後審査に必要な書類(以下「必要書類」という。)の提出を求め、事後審査を行うものとする。

2 前項の規定による事後審査は、配置予定の現場代理人及び主任技術者について要件を満たしていることの審査を行うものとし、必要書類は別に定めるものとする。

3 候補者は、連絡を受けた日の翌日(休日を除く。)までに総務課契約管理係へ必要書類を提出しなければならない。

4 入札執行者は、候補者が次のいずれかに該当する場合には、当該候補者を失格とした上で次順位者を候補者とし、当該要件に適合するまで順次事後審査を行うものとする。

(1) 前項に規定する提出期限までに必要書類を提出しないとき。

(2) 配置予定の現場代理人及び主任技術者が要件を満たしていないとき。

(落札者の決定)

第12条 前条の規定により事後審査に適合していることが確認できた場合には、当該候補者を落札者とする。

2 入札執行者は、前項及び第10条第1項の規定により落札者を決定したときは、速やかに落札者となった旨を口頭、電話、ファクシミリ又は電子メールにより連絡し、契約締結に必要な書類の提

出を指示するものとする。

(入札書等の不受理)

第13条 次のいずれかに該当する入札書等は受理しないものとし、入札書等不受理通知書(別紙様式)を添えて当該入札者に一般書留、簡易書留又は特定記録郵便等で郵送するものとする。

- (1) 第7条に規定する提出方法以外の方法により提出された入札書等
  - (2) 第8条第1項に規定する提出期限を過ぎて到着した入札書等
  - (3) 封筒表記の開札日、番号、件名が入札公告と異なるか、又は未記載で意思表示が明確でない入札書等。ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。
  - (4) 封筒表記の入札者が記載されていない入札書等
  - (5) 封筒に開札日、件名又は入札者のいずれかが複数記載されている入札書等
  - (6) 封筒表記が誤字又は脱字により意思表示が明確でない入札書等
  - (7) 第3条各号に掲げる要件を満たしていない入札書等
- (入札書等の無効)

第14条 次のいずれかに該当する入札書等は無効とする。

- (1) 入札者の資格及び入札に関する条件に違反したとき。
- (2) 入札者が、不正な利益を得るために連合して入札したとき。
- (3) 入札に際し、不正の行為があったとき。
- (4) 入札者が、同一事項について二以上の入札をしたとき。
- (5) 入札者又はその代理人が、他の入札者の代理人として入札したとき。
- (6) 入札書等の金額を訂正した場合であって、訂正金額に押印がないとき。
- (7) 入札書等に記名押印がないとき、入札金額と内訳書の高額に相違があるとき、及び公告日から入札書提出期限の間以外の日付が記載されているとき。

(8) 入札書等が誤字、脱字、未記載等で意思表示が不明瞭なとき。

(9) 件名、工事箇所又は納品場所が入札公告と一致しないとき。

(入札結果の公表)

第15条 町長は、対象工事の入札結果を速やかに軽井沢町公式ホームページへ掲載するほか、総務課契約管理係窓口において閲覧に供するものとする。

2 前項の規定による公表までの間は、入札の経緯及び結果の問い合わせには、一切応じないものとする。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(別紙様式 第13条関係)

年 月 日

## 入札書等不受理通知書

様

軽井沢町長

年 月 日付の( 件名 )の入札書等について、  
下記の理由により不受理となりましたので、入札書等を返却いた  
します。

記

不受理理由：軽井沢町制限付一般競争入札試行要領  
第13条第 号 ( )  
の規定による。

〒389-0192 軽井沢町大字長倉2381番地1 軽井沢町 総務課 契約管理係 担当： TEL：0267-45-8914 FAX：0267-46-3165
---